

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 行政法Ⅰ	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	小原 清信
(旧) 行政法Ⅰ (基礎行政法)	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	

授業目的	この授業では、行政立法、行政行為、行政手続、行政指導、行政計画、行政強制、行政調査、国家賠償、損失補償、行政訴訟のメインである取消訴訟・無効確認訴訟までを扱う。後期の行政法Ⅱ（上級行政法）と併せて、行政法の学習が完結するという位置づけである。カリキュラムの内容としてはかなり欲張りで内容が多いので、時間を割いて学習してほしい。「犬も歩けば棒に当たる、君も歩けば行政法に当たる」と表現した行政法学者がいたが、行政法の素材は日常生活のあらゆるところにある。将来法曹をめざす諸君は、行政法の体系全体を十分に理解しなければならない。ただし、行政法の教科書に展開される内容は、あくまで一般論であり、将来実際に課題として提示されるものは、個別行政法であるということに留意する必要がある。		
達成目標	本授業の達成目標としては、「行政立法、行政行為、行政手続、行政指導、行政計画、行政強制、行政調査、国家賠償、損失補償、取消訴訟・無効確認訴訟」までの範囲につき、基礎知識・基礎理論の理解が定着し、これらの理解を活用して、基礎的な事例を分析し適切な解決策を提示できるレベルに達していることである。 行政法独自の専門用語（学問上のターム）や基礎知識を説明できることは最低限の条件である。つまり、上記範囲につき行政法の基礎理論を説明できること、条文の各用語（例、行政手続法2条2号の「公権力の行使」、国家賠償法1条の「公権力の行使」、行訴法3条の「公権力の行使」など）を理解していることである。加えて、上記範囲につき各行政法理論における典型的な判例に関して、争点を見出し、法曹として適切な解決策を提示できることがもう一つの到達レベルである。		
授業計事項	回数	各回タイトル	授業内容（2～3行）、予習基本事項（1～2行、予習文献1～2） 全体各回3～5行程度
	1	行政立法・行政行為（1）	法規命令と行政規則を学ぶ。委任命令、執行命令、訓令、通達、告示、要綱の法理と判例を解説する。 行政行為の定義、分類、裁量を学ぶ。分類については、古典的な分類について一応押さえておくとしても、それが個別行政法において問題解決の鍵にならないということに留意しておく必要がある。裁量については、裁量の司法統制が重要であることを認識しつつ、行政領域ごとに裁量統制の密度が異なっていることを理解する必要がある。
	2	行政行為（2）	行政行為の効力（公定力、不可争力、自力執行力、不可変更力）、行政行為の瑕疵、及び行政行為の取消・無効・撤回を学ぶ。行政行為の付款を学ぶ。 無効と取消の区別として「瑕疵の重大明白性」が挙げられるが、近年では「重大性」基準のみで足りるとする学説や判例の動きを理解する。
	3	行政手続	行政手続法のうち、行政行為に関わる部分を扱う。「申請に対する処分」「不利益処分」「届出」についての行政手続法の規定を学ぶ。審査基準・処分基準、理由付記、聴聞手続、手続の違法の効果などを中心とする。
	4	行政指導	非権力的な行為形式として位置づけられる行政指導を学ぶ。その分類を理解した後、行政指導に対する救済手続の諸問題を学習する。また、地方公共団体における要綱行政や行政指導と行政手続法との関連も扱う。
5	行政計画	行政計画は2008年9月に判例変更し処分性を認めた判例が表れ、今後、行政訴訟が活発化する可能性がある領域である。また行政計画としては都市計画法の都市計画が非常に重要であるため、こ	

		の法律の基本的なコンセプトを理解しておくことが求められる。さまざまな都市計画を取り上げる。
6	行政上の強制執行・行政罰	行政上の義務を履行させようとする仕組みを扱う。代執行、直接強制、執行罰、強制徴収の概念・手続、また行政刑罰、秩序罰の概念・手続を学んでから、経済的負担、公表制度の意義を把握する。
7	即時強制・行政調査	即時強制と行政調査を学ぶ。感染症患者の強制入院は前者の例であり、食品会社への立ち入りは後者の例である。ともに行政の手法として重要である。なお、今回の授業で行政作用法総論の大半が終了しているので、総括もする。
8	中間テスト	行政作用法総論を総括する意味で、中間テストを行う。
9	国家賠償1条責任	ここから教科書は「行政救済法講義」に入る。国家賠償法1条の公権力の行使責任を体系的に学ぶ。「公権力の行使」「違法性」「過失」など議論の多いところである。判例をしっかりとっておきたい。
10	国家賠償2条責任ほか	国家賠償法2条の営造物責任、3条以下、国家補償の谷間問題として結果責任にもとづく国家補償などを扱う。営造物についても、判例の豊富な蓄積がある。
11	損失補償	損失補償の法的根拠に関する学説・判例を学ぶ。そして、補償の要件と補償の内容を体系的に理解する。
12	行政事件訴訟の類型、処分性	行政事件訴訟の意義と類型を最初に簡単に学ぶ。処分性と、原告適格と狭義の訴えの利益の3つがわが国の行政訴訟を不発にし「門前払い判決」を増やしてきた元凶である。取消訴訟の処分性について、じっくり判例をみながら学ぶ。近時、最高裁は、行政指導や、行政計画についても処分性を拡大し、今後も要注意である。
13	原告適格	取消訴訟の原告適格を学ぶ。「法律上保護に値する利益説(学説)」と「法律上保護された利益説(判例)」の対立として論じられてきたところである。平成16年行政事件訴訟法改正の中で、原告適格の拡大を期待する趣旨で9条2項が新設された。最高裁は、小田急事件で原告適格を否定していた判例を変更して、原告適格を肯定したが、他の判例では原告適格の拡大には限界も見せている。判例の考え方をしっかりと理解することが重

			要である。
	14	訴えの利益・無効確認訴訟の訴訟要件	取消訴訟の狭義の訴えの利益を学ぶ。 行訴法36条の無効確認訴訟の訴訟要件を学ぶ。ここは混乱しやすいので、ていねいにみておくこと。
	15	取消訴訟・無効確認訴訟の本案審理	訴訟物、職権証拠調べ、第三者の訴訟参加、違法性の判断基準時、立証責任、理由の差し替え、和解、既判力、形成力、拘束力、訴えの変更、関連請求の併合などの問題を扱う。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外)自習事項		レジュメを事前に配布する。レジュメを読み、教科書の該当するページを読んでおくこと。	
評価方法と評価基準(期末試験、レポート、ディベート等)		冒頭確認テスト及び数回の抜き打ち小テストによる平素点26点、中間テスト14点、期末試験60点とする。授業の冒頭の確認テストの正解率が50%未満または授業欠席は平素点が1回につき0点となる。その正解率が50%以上であれば何%であっても一律に2点とする。数回の抜き打ち小テストは合格ラインに達しておれば平素点キープとなるが、下回っている場合には、平素点が3点ずつ減点される。冒頭の確認テストは、択一テストまたは判例規範の再現テストとする。 欠席は1回ごとに、さらに2点ずつ減点する。	
テキスト 独自教材 参考書 (3~5冊)		桜井敬子・橋本博之『行政法』弘文堂 塩野宏『行政法Ⅰ、Ⅱ』有斐閣、宇賀克也『行政法概説Ⅰ、Ⅱ』有斐閣、芝池義一『行政法総論講義』『行政救済法講義』(最新版)有斐閣小早川光郎他編『行政判例百選(第5版)Ⅰ、Ⅱ』有斐閣	